

⑤鷹巣町大堤 (2001. 11. 17) 5ha

干出し取り上げた魚種は、フナ属魚類20cm以上約1000尾、コイ50cm以上30尾、ナマズ40cm以上15尾、体長68~449mmのオオクチバス495尾で、オオクチバス以外はすべて20cm以上の個体であった。また、オオクチバスが生息していない近隣の池沼で認められているアカヒレタビラ、ジュズカケハゼなどは確認されなかった。なお、調査時には淡水二枚貝が多数確認されたことから、アカヒレタビラの絶滅は産卵床の消滅に起因するものではないと推察された。

⑥河辺町第一調整池 (2002. 2. 17) 約1.5haの私有池

所有者が4年ほど前にオオクチバスを放流したが、排水を通じて河川へ流出するとの指摘を受け、ポンプにより10日間排水し取り上げた。取り上げた魚種は、50cm以上のコイ2尾、20cm以上のフナ類120尾、モクズガニ成体3個体及びオオクチバス1606尾であった。オオクチバスは1歳魚以上のものが90%以上を占め、0歳魚の出現はきわめて少なかった。1歳魚以上の胃内容物からは0歳魚のオオクチバスが認められ、0歳魚がきわめて少なかったのは大型魚の捕食による減耗と推察された。

⑦千畑町仏沢ため池 (2002. 10. 27) 約8ha

2000年秋に水抜きを行い、大型魚を主体に約300kgのオオクチバスを取り上げた。今回は完全落水を行い2950尾を取り上げたが、体長30cm以上の個体はわずかに5個体で、他はすべて体長15cm以下の0歳及び1歳であった。同時に取り上げたのは、イワナ2尾、コイ50kg、フナ類20kgで、オオクチバスは120kgと卓越していた。

(4) 八郎湖における漁獲状況

1957年から八郎瀧干拓が開始され、現在4,564haが水面として残されており八郎湖と呼称されている。

1983年にオオクチバス成魚1尾が現認され、86年には湖内で稚魚が現認された。漁獲量は90年460kg、91年60kgであったが、翌92年には5.1トンと急増し、95年には22.4トンと最大を記録した。その後、若干減少したものの再び増加に転じ、2001年は20トンとなった。

本種の増加に対して、減少傾向が認められるものとしてハゼ類とエビ類があげられる。八郎湖で漁獲されるハゼ類はジュズカケハゼが主体で、この漁獲量は88年までは50トン前後であったが、95~99年は15トン前後、2000年は過去最低の6トンまで減少し、その後も10トン前後となっている。

一方、八郎湖においてはオオクチバスの増加にもかかわらず、ワカサギ、シラウオの漁獲量は大きく減少していないが、これは、本種の摂餌対象が限定された生物ではなく広範で摂餌しやすい対象をほぼ無選別に捕食すること、本種は沿岸の浅所に定着するのに対しワカサギ、シラウオなどは沖合いを大きく回遊することから遭遇機会が少ないことなどによるものと推察される。

本種が県内に拡散するようになった大きな原因の一つとして、八郎湖の存在があげられる。すなわち、八郎湖において釣獲されたものが他の池沼に放流されることが多く、八郎湖が密放流の供給源となっているものと推察されている。

2. オオクチバスが理解される条件

オオクチバスが現在のように拡散した背景には、いくつかの理由があげられる。

- ①オオクチバスの定着を許容する水温、底質、餌料などの物理的、生物的環境が存在。
- ②拡散のプールとなった既存の生息場所の存在。
- ③拡散実行者の存在。
- ④それを阻止できなかった態勢。
- ⑤児童に対する環境倫理に関する啓発、普及の不足。
- ⑥必要に応じて駆除可能な技術の未確立

我が国には多くの河川、湖沼、灌漑用ため池、湧泉などが存在し、それらが在来魚の存在を許容している。一方、それがそのまま①の条件を満たすことになる。また、②が既に存在しており、少なくとも過去に③が存在し、④が整備されていなかったことは現在の拡散状況を見れば自明である。また現在のところ、⑤は不十分のままであり、⑥についても確立できる可能性が低い。

すなわち、相互に関連した事項ではあるが①～⑥に対する明確な対応が提示されない限り、オオクチバスの生息が各方面から理解されることは不可能である。

3. 釣魚の放流と生物多様性の保全との両立

釣魚の放流は、「多く釣る」ために行われる。特に、内水面においては、放流を前提とした漁業法に基づく増殖義務が大きな足かせとなっている。ここで目的となっているのは「増やすこと」であり、その手段として「放流」が行われているのである。問題は、放流について、その効果、生態系に与える影響、在来種に及ぼす危険性などが検証されることなく、放流自体が自己目的化していることである。

今後、生物多様性の保全を基本として、「増やす」ために行うべきことは多くある。

- ①対象種の生理、生態、環境との対応などの把握
- ②資源構造（資源単位）の把握
- ③資源変動要因の解明
- ④これらに基づき、産卵場の保全、幼稚魚の保護、越冬（越夏）場所の確保、採餌場所の確保、釣獲量の制限、減耗要因の除去などを行う。
- ⑤常にモニタリングを行い、必要に応じてフィードバックする。

すなわち、今後の方向として、放流に依存せずに、対象種の再生産を助長させることにより資源の安定的な持続を図るようにする必要がある。

4. その他、移入種対策に関する意見

移入種の影響について、実際のデータに基づかないで感覚的な判断を行ったり、十分な根拠がないままの推論をあたかも事実のように取り扱うことはきわめて危険なことである。

また、近視眼的にその利用を計画したり、責任のなすりあいをするのではなく、生物多様性の保全を前提に、それぞれがそれぞれの立場で取り組むことが重要である。すなわち、漁業者、遊漁者、行政、研究機関などが相互に連携をとりながら、それぞれが可能なことから実行することが求められている。